

地方独立行政法人筑後市立病院役員報酬等規程

平成23年4月1日

規程第3号

改正 平成24年3月28日議決

改正 平成25年3月19日議決

改正 平成30年3月20日議決

改正 令和4年2月25日議決

改正 令和4年4月22日議決

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人筑後市立病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員身分)

第2条 法人の役員は、理事長及び副理事長は常勤、理事は常勤又は非常勤、監事は非常勤とする。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、常勤の役員については基本報酬及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 前項に規定する役員のうち、理事長が法人の病院長を兼務し診療する場合の報酬は、基本報酬及び業績報酬とする。

3 第1項に掲げる役員（第2項の理事長を除く）が法人の職員を兼ねるときの役員報酬は、地方独立行政法人筑後市立病院職員給与規程（平成23年規程第9号。以下「職員給与規程」という。）又は地方独立行政法人筑後市立病院特定任期付職員規程（令和3年規程第50号）の規定により支給される給与及び役員手当とする。

(報酬の支給日)

第4条 常勤の役員の報酬の支給日は、職員給与規程の例による。

2 非常勤の役員の報酬の支給日は、地方独立行政法人筑後市立病院準職員給与規程（平成23年規程第18号）の例による。

(報酬)

第5条 常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額 800,000円

(2) 副理事長 月額 630,000円

(3) 理事 月額 452,000円

2 第3条第2項に規定する病院長を兼務する場合の理事長の基本報酬及び業績報酬は、次のとおりとする。

(1) 基本報酬 月額 800,000円

(2) 業績報酬 月額 800,000円

3 前項の業績報酬を定めるに当たっては、理事会において前年度の業績を踏まえ、業績報酬の年額の100分の40の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

4 業績報酬の支払いに当たっては、7月支給分において、業績報酬の年額を調整するものとする。

5 第3条第3項に規定する役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 副理事長 月額 100,000円

(2) 理事 月額 50,000円

6 非常勤の役員の非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

(費用弁償)

第6条 役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人筑後市立病院旅費規程（平成23年規程第13号）の例による。

(賞与)

第7条 賞与は、毎年3月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員（第3条第2項に規定する理事長を除く）に対して支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 前項の賞与の額を定めるに当たっては、当該年度の業績を踏まえ、基本報酬の月額3月分を限度に、理事会で決定した額を当該年度の3月に支給する。

3 理事長は、法人の職員の例により賞与の支給を一時差し止めることができる。

4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。

(1) 基準日から支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤の役員（同条第2項第1号に該当して解任されたものを除く。）

(2) 基準日前1月以内に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの

(3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

（日割計算）

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 常勤の役員が任期満了、辞職、解任又は死亡したときは、その日までの基本報酬を支給する。

3 第1項及び第2項の規定により支給する基本報酬の額は、日割によって計算する。

4 前項の日割計算の方法は、法人の職員の例による。ただし、非常勤の役員にあつては、その月の現日数を基礎とする。

（支払方法）

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、

その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(役員の実務義務)

第11条 法人の役員は、その業務について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）、他の法令、地方独立行政法人筑後市立病院定款（以下、「定款」という。）並びに法人が定める業務方法書その他の規程を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実務報告義務)

第12条 法人の役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監事に報告しなければならない。

2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくはそのおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、筑後市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、筑後市長に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員の実務報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日議決）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月19日議決）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月20日議決）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月25日議決）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

付 則（令和4年4月22日議決）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

